



# せんきよ いちのせき

編集・発行・問い合わせ先

一関市選挙管理委員会 〒021-8501 一関市竹山町7番2号 ☎0191・21・2111

## 投票日

# 10.31日

○投票区投票所 午前7時～午後6時

○共通投票所 午前8時～午後6時

## 投票区・投票所一覧

投票区	投票所	投票区域 (地区: 該当行政区)
一関	1 一関図書館	一関:1、2、3、4、5、7、8、9、銀座、大町、12、13、14、15、16西(うち桜木町、上大槻街、東地主町)、18、19、高崎、釣親
	2 一関20区公民館	一関:20(うち西沢、柄貝、相去を除く)
	3 関が丘コミュニティセンター	一関:関が丘1、関が丘2、関が丘3、関が丘4、関が丘5、関が丘6
	4 一関小学校	一関:16東、16中、16西(うち桜木町、上大槻街、東地主町除く)、17、20(うち西沢、柄貝、相去)
	5 一関市役所	山目:宮下、宮前、中央、竹山、五代、銅谷、前田、11、12、13、山手、沢内 中里:12
	6 山目小学校	山目:三反田1、三反田2、5、青葉1、青葉2、幸、6、才天、十二神、末広1、末広2
	7 赤荻小学校	山目:7-北、7-南、8、共林、中通、中条、宿、10
	8 中里市民センター	中里:1、2、3、4、5、6、7、10、11、里が丘、蘭梅、太平
	9 サン・アビリティーズ一関	真滝:三関1、三関2、三関3、三関4、2、3
	10 狐禅寺市民センター	真滝:4、5、6
	11 滝沢市民センター	真滝:7、8、9、10、11、12、水口
	12 真柴コミュニティセンター	真滝:13、14
	13 南小学校	一関:6、台東 真滝:15
	14 東中田集会所	真滝:東中田
	15 一関自然休養村管理センター	厳美:1、2、3、4、11、12、13、霜後
	16 厳美市民センター山谷分館	厳美:5、6、7
	17 一関生活改善センター	厳美:8、9、10、14、15、16、17、18
	18 岩手県南技術研究センター	萩荘:1、脇田郷、川崎、駒下、高梨、2 *投票所が一関工業高等専門学校から変更になりました
	19 萩荘市民センター	萩荘:3、4、5、6、7
	20 萩荘市民センター市野々分館	萩荘:9、10、11
	21 旧達古袋保育園	厳美:達古袋1、達古袋2、達古袋3、達古袋4
	22 舞川小学校	舞川:1、2、3、4、5、6、7、8、9
	23 一関文化伝承館	舞川:10、11、12、13、14、15、16、17、18
	24 弥栄市民センター	弥栄:1、2、3、4、5、6、7、8
花泉	1 高倉介護予防センター	永井:3、4
	2 永井市民センター	永井:1-1、1-2、2、5、6、7、8、9
	3 涌津市民センター	涌津:2、3、4、5、6、7
	4 一関市役所花泉支所	涌津:1-1、1-2、1-3 花泉:5-1、5-2、6、7
	5 油島市民センター	油島:1、2、3、4、5-1、5-2、6
	6 花泉市民センター	花泉:1、2、3、4、8-1、8-2、9
	7 老松介護予防センター	老松:1、2、3、4、5、6
	8 日形市民センター	日形:1、2、3、4-1、4-2、5
	9 金沢市民センター	金沢:1-1、1-2、2、3、6-1、6-2、7
	10 刈生沢コミュニティセンター	金沢:4-1、4-2、5-1、5-2 日形:6
大東	1 大原市民センター	大原:上大原下の一部、山口の一部、大久保の一部、若宮上、若宮下、下大原、笠置、川内、中島、川原町、一市、六日町、立町、下町
	2 上大原上ふるさと交流館	大原:上内野、中内野、下内野、上大原上、上大原下の一部
	3 藤ヶ崎自治会館	大原:山口の一部、藤ヶ崎、弘川、大久保の一部
	4 大東コミュニティセンター	摺沢:八幡、上摺沢、栃折沢、源八、大金、長者、松原、羽根折沢、上町、仲町、沼田、下摺沢、流矢、小沼、堺ノ沢、駅前、旭町、但馬、観音、高校通り、荒屋敷
	5 大東バレーボール記念館	興田:八日町、前田野、大住、小西、鳥海、小森、前畑、下中川
	6 下沖田公民館	興田:向山、天狗田、上天狗田、下沖田、沖田
	7 丑石自治会館	興田:東丑石、西丑石、市之通
	8 中川生活改善センター	興田:野田、遅沢、京津畑、上中川、中川
	9 猿沢伝承交流館	猿沢:1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13
	10 大東曾慶地区センター	渋民:1、2、3、4、5、6、7、13
	11 渋民市民センター	渋民:8、9、10、11、12
千厩	1 千厩農村勤労福祉センター	千厩:1-1、1-2、1-3、5 磐清水:24
	2 一関市役所千厩支所	千厩:2-1、2-2、2-3、3、4
	3 小梨市民センター	小梨:6、7、8、9、10
	4 遊もあ館	清田:11、12、13
	5 奥玉ふるさとセンター	奥玉:14、15、16、17、18、19、20、21
	6 磐清水文化センター	磐清水:22、23
東山	1 東山地域交流センター	長坂:1、2、3、4、5、6
	2 あたごセンター	長坂:7、8、9、10
	3 田河津市民センター	田河津:1、2、3、4、5、6、7、8
	4 松川市民センター	松川:1、2、3、4、5、6、7、8、9、10
室根	1 室根第4区集落センター	室根:1、2、3、4
	2 一関市役所室根支所	室根:5、6、7、8、9、10
	3 室根西小学校	室根:11、12
	4 室根第15地区会館	室根:13、14、15
	5 室根市民センター津谷川体育館	室根:16、17、18、19、20
川崎	1 川崎市民センター	薄衣:本町、川崎仲町、横町、新町、鴨地、赤柴、川崎大久保、泉沢、巻畑
	2 川崎小学校	薄衣:陳が森、外山西部、外山東部、矢作、高成、砂子田、柳沢、石畑
	3 川崎農村研修センター	門崎:千手堂、布佐、妻神、針山、銚子、神平、官紅、館萩、所萱
藤沢	1 藤沢体育館	藤沢:1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、23
	2 藤沢市民センター黄海分館	藤沢:12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22
	3 保呂羽コミュニティセンター	藤沢:36、37、38、39
	4 郷土文化保存伝習館	藤沢:40、41、42、43
	5 徳田交流館	藤沢:24、25、26、27、28
	6 新沼コミュニティセンター	藤沢:29、30、31、32、33、34、35

## 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

「第49回衆議院議員総選挙」は10月19日(日)に公示されました。投票日は10月31日(日)です。あわせて第25回最高裁判所裁判官国民審査が行われます。投票日当日に、投票所で投票ができない人は「期日前投票」や「不在者投票」をしましょう。

### 投票日と投票時間

投票日は10月31日(日)です。投票時間は、投票区投票所(69カ所)が午前7時、共通投票所(2カ所)が午前8時から開始し、終了は全ての投票所で午後6時までです。開票は、同日午後8時5分から市内狐禅寺の一関市総合体育館(ユードーム)で行います。

今後の4年間の国政を担う人を選ぶ大切な選挙です。一人一人が主権者として自覚を持ち、「よく見」「よく聞き」「よく考え」棄権することなく投票しましょう。

### 今回投票できる人

満18歳以上の人には選挙権があります。投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

今回の選挙で投票できる人は、すでに選挙人名簿に登録

されている人と次の要件に該当し、新たに選挙人名簿に登録される人です。

### ◆他市町村から転入した人

令和3年7月18日までに転入届をした人です。7月19日以降に転入した人は前住所地での投票となります。

### ◆新たに登録される人

投票日(10月31日)までに満18歳に達する人(平成15年11月1日以前に生まれた人)で、令和3年7月18日までに住民登録した人です。

### ◆市内で住所を移した人

10月7日以降に市内で住所を移した人は、前住所地の投票所での投票になります。

### 投票所入場券は 10月20日から郵送

投票所入場券は「はがき」です。10月20日(水)から順次、1人に1枚郵送します。投票所では、投票所入場券

を提出するとスムーズに投票できます。

投票所入場券が届いていなくても投票はできますので、投票所にいる係員に申し出てください。

### 選挙公報は 10月23日以降に配布

選挙公報は、衆議院議員総選挙公報(小選挙区および比例代表)、最高裁判所裁判官国民審査審査公報の3種類です。これらの選挙公報は、行政区長を通じて10月23日(日)以降に各世帯へ配布します。

### 障がいがある人向けの デマンド型移動支援

身体に障がいがあるなどの理由で、自力での移動が困難な人は「デマンド型移動支援」を利用できます。

デマンド型移動支援は、事前に登録した人を自宅から期日前投票所までの間、タクシーにより無料で送迎するものです。

詳しくは、選挙管理委員会事務局または各支所地域振興課に問い合わせてください。

### 投票は3種類

投票所では、投票所入場券を提出してください。選挙人名簿と照合し、本人であることを確認した後、投票用紙を交付します。

### ① 小選挙区選出議員選挙

小選挙区選出議員選挙は投票しようとする候補者1人の氏名を自書。

### ② 比例代表選出議員選挙

投票しようとする届出政党などの名称を自書。

### ③ 最高裁判所裁判官国民審査

審査の対象となる裁判官の氏名が記載されているので、「やめさせたいほうがいい」と思う裁判官は氏名の上の欄に「×」を記載、「やめさせなくてよい」と思う裁判官の上の欄には何も書かないでそれぞれの投票箱に入れてください。

# ○期日前投票

## ●当日投票できない人は忘れずに期日前投票を

投票日当日に▶仕事がある▶冠婚葬祭などがある▶旅行や買い物などで自分の投票所の区域外に出掛けている▶障がい、病気、けが、妊娠などの理由で歩行が困難—などの理由で投票所で投票できない人は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所は、10月20日⑥から順次開設しています。期日前投票を行う場合は、投票所で期日前投票事由に該当する旨の宣誓書(投票所入場券の裏側に印刷)を書いていただきます。ハンコは不要です。

## ●期日前投票所 \*投票日に用事のある人などが投票できます(どの投票所でも投票できます)

投票所	開設期間	開設時間
市役所本庁	10月20日⑥～10月30日④	8:30～20:00
市役所各支所(川崎支所を除く6カ所)	10月26日④～10月30日④	9:00～19:00
川崎農村環境改善センター(川崎支所となり)		
大東コミュニティセンター	10月24日⑥～10月30日④	10:00～20:00
イオンスーパーセンター—関店		
千厩ショッピングモール エスピア		

\*今回はイオン—関店(山目)は開設しません

## ●特例期日前投票所

投票所	開設期日	開設時間
山目市民センター笹谷分館	10月29日⑤	9:00～13:00
内野生活改善センター	10月30日④	10:00～14:00
市之通自治交流会館		
京津畑交流館 山がっこ		
曲田地区ふれあいセンター		9:00～13:00

## ●移動期日前投票所 \*試行実施

巡回場所	巡回日	開設時間
室根平原地区会館	10月25日⑤	10:30～12:00
大平集落センター		13:30～15:30
弥栄市民センター平沢分館	10月26日④	9:00～10:30
中大桑公民館		12:00～13:30
長倉部落公民館		15:00～16:30
西口コミュニティセンター	10月27日⑥	10:00～12:00
館ヶ森高原ホテル		13:30～15:00

# ○共通投票所

## ●投票日当日は、指定された投票区投票所または、下記の共通投票所で投票できます。

\*投票日当日の投票区・投票所は裏面のとおりです

投票所	開設期日	開設時間
イオンスーパーセンター—関店	10月31日⑥	8:00～18:00
千厩ショッピングモール エスピア		

### 代理投票や点字投票も

「身体に障がいがある」などの理由で、候補者氏名などを自書することができない人は、代理投票ができます。

投票には補助者2人が立ち合います。秘密は固く守られます。利用する人は、投票所で申し出てください。目の不自由な人には点字投票の制度もあります。

投票所には、候補者氏名などを確認するための点字版の候補者一覧などを用意しています。利用する人は、投票所で申し出てください。

### 入院や入所している人は不在者投票を

入院や入所している医療機関・施設で不在者投票ができます。選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

### 郵便による不在者投票もできます

身体障害者手帳または介護保険被保険者証(要介護5)などの交付を受けている人で、一定の要件に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。投票には、「郵便等投票証明書」が必要です。同証明書(交付を受けた後で、10月27日⑥までに投票用紙の請求を行ってください)。

### 新型コロナウイルス感染症対策について

投票所における新型コロナウイルス感染症感染防止のため、次の対策を行いますので、協力をお願いします。

- 1 投票所に入場される際は、マスクの着用・手指消毒をお願いします。
- 2 筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル)は持参したものを使用できます。(できるだけ持参するようお願いいたします)
- 3 投票所での混雑緩和のため、期日前投票を積極的に利用してください。

なお、期日前投票を行う際には事前に宣誓書へ記入をお願いします。感染対策の場合、宣誓書の理由欄は、6(天災または悪天候により投票所に到達することが困難であること)に○をしてください。

- 4 期日前投票所は、投票日前日の土曜日が一番混み合います。密を避けるため、早めに投票をお願いします。

### 特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしている人は特例郵便等投票ができます。対象となる人や、手続き方法については、選挙管理委員会事務局まで問い合わせてください。

# 投票所入場券について



## 投票所入場券は圧着はがきになります

- 1 投票所入場券は1枚目と2枚目がくっついている圧着はがきになりますので、1枚目の右下からゆっくり開いてください。1枚目と2枚目は切り離しても問題ありません。
- 2 1枚目は投票所入場券です。その裏面は、期日前投票の宣誓書です。期日前投票をする場合は、上記宣誓書にあらかじめ記入をお願いします。
- 3 バス・タクシー乗車券は2枚目の下段にあります。

### 1枚目(表)

### 1枚目(裏)

### ◇バス・タクシー乗車券

全ての有権者に、投票に出掛けるときに利用できるバス・タクシー乗車券を配布します。往復分2枚とし、1枚あたり300円分(計600円分)割引になります。各世帯に配布する投票所入場券(右記サンプル参照)に印刷して郵送しますので、切り取って利用してください。

### ◇利用できる期間

10月31日⑥まで  
\*期日前投票開始の日から投票日まで

### ◇利用できる交通機関

市内のバス・タクシーで利用できます。

### 2枚目(表)

### 2枚目(裏)